

会計監査人に対する監査役等の法的権限  
(会社法における会計監査人)

① 会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容の決定、及び会計監査人の解任

監査役は、会計監査人の選任・解任・不再任議案の同意権・請求権  
及び会計監査人の解任権を有している。

(会社法第344条、340条)

② 会計監査人に対する報酬等の同意権

取締役は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監査役等の同意を  
得なければならない。

(会社法第399条)

③ 会計監査人の会計監査報告の内容の通知を受ける権限

会計監査人は、会計監査報告の内容を特定監査役及び特定取締役  
に通知しなければならず、監査役及び監査役会は、会計監査人の監査の方法と  
結果の相当性を判断するために、会計監査報告の内容を十分に  
聴取しなければならない。

(会社法計算規則第130条)

④ 会計監査人の職務遂行に関する事項の通知を受ける権限

会計監査人は職務執行に関する事項について、会計監査報告の  
内容通知に際し、特定監査役に必要な事実の通知をしなければならず、  
監査役及び監査役会は、これらの通知事項を参考にして、会計監査人の  
職務執行の体制について、監査報告にその内容を記載しなければならない。

(会社法計算規則第131条)

⑤ 会計監査人から報告を受ける権限

会計監査人は取締役の職務執行に関する不正行為又は法令・定款に  
違反する重大な事実を発見したときは遅滞なく監査役会に  
報告しなければならない。

(会社法第397条1項、3項)

⑥ 会計監査人に報告を求める権限

監査役は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に  
監査に関する報告を求めることができる。

(会社法第397条2項)